

仕 様 書

液晶テレビ等の調達

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室

1 案件名

液晶テレビ等の調達

2 納入場所

郵便番号100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館B棟1階

公正取引委員会資料閲覧室

3 調達する物品・数量・規格等

調達する物品	数量	規格等	参考製品
液晶テレビ	1台	・50型であること。 ・グリーン購入法に適合していること。	シャープ LC-50W35
ブルーレイプレーヤー	1台	・設置・配線するのに必要なケーブルを含めること。	ソニー BDP-S1500
テレビスタンド	1台	・提案する液晶テレビを取り付けることができること。 ・ブルーレイプレーヤーを置く棚があること。 ・ブルーレイプレーヤーを載せることができない場合は、棚板等のオプションを追加することも可とする。	ハヤミ PH-815

※参考製品と同等の規格・性能を有する商品の見積書の提出も可能とする。

4 受注者において撤去する物品

- (1) ブラウン管テレビ（三菱製、37C-DX1）
- (2) テレビ台（幅 1,000mm×奥行 750mm×高さ 750mm 程度）
- (3) ビデオデッキ（三菱製、HV-S31）

5 その他

- (1) 納入する全ての物品の運搬・組立・設置にかかる費用、上記4の物品の撤去・処分費用（家電リサイクル法に基づくリサイクル料を含む。）も見積りに含めること。

なお、ブラウン管テレビについては、家電リサイクル法に基づき処理し、リサイクル券の控えを公正取引委員会事務総局会計室に提出すること。

- (2) 納入物品の包装、梱包材は、受注者が回収、処分すること
- (3) 納入する製品は未使用のものであること
- (4) 見積書を提出しようとするものは、提供する製品が2(2)規格等の各項目の内容に合致していることを証明する書類（機能性能証明書）及びカタログを平成29年7月6日（木）午前11時までに公正取引委員会事務総局会計室に提出すること。機能性能証明書等により規

格等の各項目の内容に合致してないと判断したときは見積書の提出を認めない。この場合、平成29年7月7日（金）午前11時までに通知する。

- (5) 最も安価な見積書を提出した業者を受注者とし、受注者には平成29年7月10日（月）までに発注する。

6 納入期限

平成29年7月31日（月）

以上